

令和5年御殿場市議会
9月定例会議案資料

件名	頁
議案第41号関係資料	1
議案第42号関係資料	6
議案第43号関係資料	12
議案第44号関係資料	14
同意第4号関係資料	16
報告第14号関係資料	17
報告第15号・第16号関係共通資料	19
報告第17号関係資料	20
報告第18号関係資料	21

議案第 4 1 号関係資料

御殿場市印鑑条例等の一部を改正する条例の概要

1 改正の趣旨

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、御殿場市印鑑条例及び御殿場市手数料条例の一部を改正するものです。

2 改正内容

スマートフォン（移動端末設備）に電子証明書を搭載することが可能となったことにより、マイナンバーカード保有者が電子証明書を搭載したスマートフォンを用いて、コンビニエンスストアなどの多機能端末機による住民票の写し及び印鑑登録証明書の交付が受けられるようにするため、御殿場市印鑑条例及び御殿場市手数料条例の一部について所要の改正を行うものです。

3 施行日

規則で定める日

※スマートフォンを用いたコンビニ交付サービスの正式な開始日については未定ですが、令和5年中に実施予定のため、規則で定める日から施行します。

御殿場市印鑑条例等の一部を改正する条例の新旧対照表

目

【第1条関係】（御殿場市印鑑条例の一部を改正する条例）

（個人番号カードによる印鑑登録証明書の交付等）

第10条の3 第10条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードを使用して民間事業者が設置する多機能端末機（個人番号カードを使用することにより自動で証明書を交付することができるものに限る。）により、印鑑登録証明書の交付の申請をすることができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の申請について準用する。この場合において、前条第3項中「住基カード」とあるのは「個人番号カード」と、「御殿場市住民基本台帳カードの利用に関する条例」とあるのは「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第7項」と、「登録」とあるのは「同法第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書の発行」と読み替えるものとする。

【第2条関係】（御殿場市手数料条例の一部を改正する条例）

別表（第2条関係）

区分	手数料1件につき	件数区分等
印鑑登録証明（多機能端末機（本市の電子計算組織と電子通信回路により接続された端末機で、個人番号カード又は住民基本台帳カードを使用することにより自動で証明書を交付するものをいう。以下同じ。）を利用して交付する場合を除く。）	【略】	【略】
【略】	【略】	【略】

新

【第1条関係】（御殿場市印鑑条例の一部を改正する条例）

（個人番号カード等による印鑑登録証明書の交付等）

第10条の3 第10条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、個人番号カード等（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード及び電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備をいう。以下同じ。）を使用して民間事業者が設置する多機能端末機（個人番号カード等を使用することにより自動で証明書を交付することができるものに限る。）により、印鑑登録証明書の交付の申請をすることができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の申請について準用する。この場合において、前条第3項中「住基カード」とあるのは「個人番号カード等」と、「御殿場市住民基本台帳カードの利用に関する条例」とあるのは「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第7項又は同法第35条の2第7項」と、「登録」とあるのは「同法第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書又は同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書の発行」と読み替えるものとする。

【第2条関係】（御殿場市手数料条例の一部を改正する条例）

別表（第2条関係）

区分	手数料1件につき	件数区分等
印鑑登録証明（多機能端末機（本市の電子計算組織と電子通信回路により接続された端末機で、 <u>個人番号カード、移動端末設備又は住民基本台帳カード</u> を使用することにより自動で証明書を交付するものをいう。以下同じ。）を利用して交付する場合を除く。）		

目

新

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

御殿場市公設浄化槽の整備等に関する条例等の一部を改正する条例の新旧対照表

目

【第1条関係】（御殿場市公設浄化槽の整備等に関する条例の一部改正）

（使用料）

第17条 【略】

2 使用料は、使用月につき別表第2で定める額に100分の110を乗じて得た額
（この金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とする。

3及び4 【略】

別表第2（第17条関係）

公設浄化槽の規模	1使用月当たり使用料の額
5人槽	3,600円
6人槽又は7人槽	4,380円
8人槽から10人槽まで	5,600円

（注） 【略】

【第2条関係】（御殿場市富士見原住宅団地汚水処理施設条例の一部改正）

（使用料）

第13条 【略】

2 使用料は、使用月につき4,800円に100分の110を乗じて得た額（この金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とする。

（使用料算定の特例）

第14条 月の中途において、汚水処理施設の使用を開始等したときの使用料は、1か月とみなして算定する。ただし、使用日数が15日を超えないときは、前条第2項に定める額の半額（この金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とする。

【第3条関係】（御殿場市下水道条例の一部改正）

（使用料）

第16条 【略】

議案第 4 2 号関係資料

新

【第 1 条関係】（御殿場市公設浄化槽の整備等に関する条例の一部改正）

（使用料）

第 1 7 条

2 使用料は、使用月につき別表第 2 で定める額とする。

3 及び 4

別表第 2（第 1 7 条関係）

公設浄化槽の規模	1 使用月当たり使用料の額
【略】	<u>3, 9 6 0 円</u>
【略】	<u>4, 8 1 0 円</u>
【略】	<u>6, 1 6 0 円</u>

（注）

【第 2 条関係】（御殿場市富士見原住宅団地汚水処理施設条例の一部改正）

（使用料）

第 1 3 条

2 5, 2 8 0 円

（使用料算定の特例）

第 1 4 条 月の中途において、汚水処理施設の使用を開始等したときの使用料は、1 か月とみなして算定する。ただし、使用日数が 1 5 日を超えないときは、前条第 2 項に定める額の半額とする。

【第 3 条関係】（御殿場市下水道条例の一部改正）

（使用料）

第 1 6 条

目

2 使用料は、使用者が排除した汚水の量に応じ、使用月につき次の表の基本使用料と従量使用料との合計額に100分の110を乗じて得た額とする。

使用料 使用区分	基本使用料	従量使用料（1立方メートルにつき）
一般汚水	10立方メートルまで <u>1,170円</u>	10立方メートルを超え30立方メートルまで <u>117円</u>
		30立方メートルを超え50立方メートルまで <u>129円</u>
		50立方メートルを超え100立方メートルまで <u>140円</u>
		100立方メートルを超えるもの <u>164円</u>
公衆浴場汚水	10立方メートルまで <u>1,170円</u>	10立方メートルを超えるもの <u>35円</u>

【第4条関係】（御殿場市農業集落排水処理施設条例の一部改正）

（使用料の算定方法）

第16条 使用料は、使用者が排除した汚水の量に応じ、使用月につき次の表の基本使用料と従量使用料との合計額に100分の110を乗じて得た額とする。

基本使用料	従量使用料（1立方メートルにつき）
10立方メートルまで <u>1,170円</u>	10立方メートルを超え30立方メートルまで <u>117円</u>
	30立方メートルを超え50立方メートルまで <u>129円</u>
	50立方メートルを超え100立方メートルまで <u>140円</u>
	100立方メートルを超えるもの <u>164円</u>

新

2 使用料は、使用者が排除した汚水の量に応じ、使用月につき次の表の基本使用料と従量使用料との合計額とする。

使用料 使用区分	基本使用料	従量使用料（1立方メートルにつき）
一般汚水	1, 4 1 5 円 7 0 銭	1 4 1 円 9 0 銭
		1 5 6 円 2 0 銭
		1 6 9 円 4 0 銭
		1 9 8 円
公衆浴場汚水	1, 4 1 5 円 7 0 銭	4 2 円 9 0 銭

備考 公衆浴場は、物価統制令（昭和21年勅令第118号）の適用を受ける公衆浴場に限る。

【第4条関係】（御殿場市農業集落排水処理施設条例の一部改正）

（使用料の算定方法）

第16条 使用料は、使用者が排除した汚水の量に応じ、使用月につき次の表の基本使用料と従量使用料との合計額とする。

基本使用料	従量使用料（1立方メートルにつき）
1, 4 1 5 円 7 0 銭	1 4 1 円
	9 0 銭
	1 5 6 円
	2 0 銭
	1 6 9 円
	4 0 銭
	1 9 8 円

目

2から4まで 【略】

新

2から4まで

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の御殿場市下水道条例及び御殿場市農業集落排水処理施設条例の規定は、令和6年5月以後に徴収すべき使用料について適用し、令和6年4月までに徴収すべき使用料については、なお従前の例による。

防災行政無線施設（簡易型戸別受信機）の取得について

1 事業の概要

市では、住民に対し防災行政無線の戸別受信機を貸与し、演習場利用計画、防災・災害情報、市からのお知らせ等の周知を図っていますが、現在貸与している受信機の多くは平成8年度から順次設置してきたものであり、耐用年数を超過し故障等が多数発生していることから、速やかに更新を図るため、今年度は3, 100台の簡易型戸別受信機を導入するものです。

平成26年度から平成30年度までは、転入等で新規に設置をする世帯を対象にデジタル方式の戸別受信機を設置してまいりましたが、令和元年度から、より安価で、コミュニティFMを含むAM・FMラジオ放送が受信可能なアナログ方式の戸別受信機（簡易型防災ラジオ）に変更し、経費を大幅に縮減しました。

また、令和6年度に完了予定の既存戸別受信機の更新期間6年間のうち、5年目にあたるものです。

2 令和5年度事業の概要

(1) 事業名：防災行政無線（簡易型戸別受信機）設置事業

(2) 事業費：40, 238, 000円（防衛8条補助金75%）

(3) 納 期：令和6年3月15日

(4) 内 容：防災行政無線施設（固定系）、いわゆる同報無線について、更新用及び新規設置者用の戸別受信機3, 100台を購入する。

簡易型戸別受信機の概要

1 総合性能

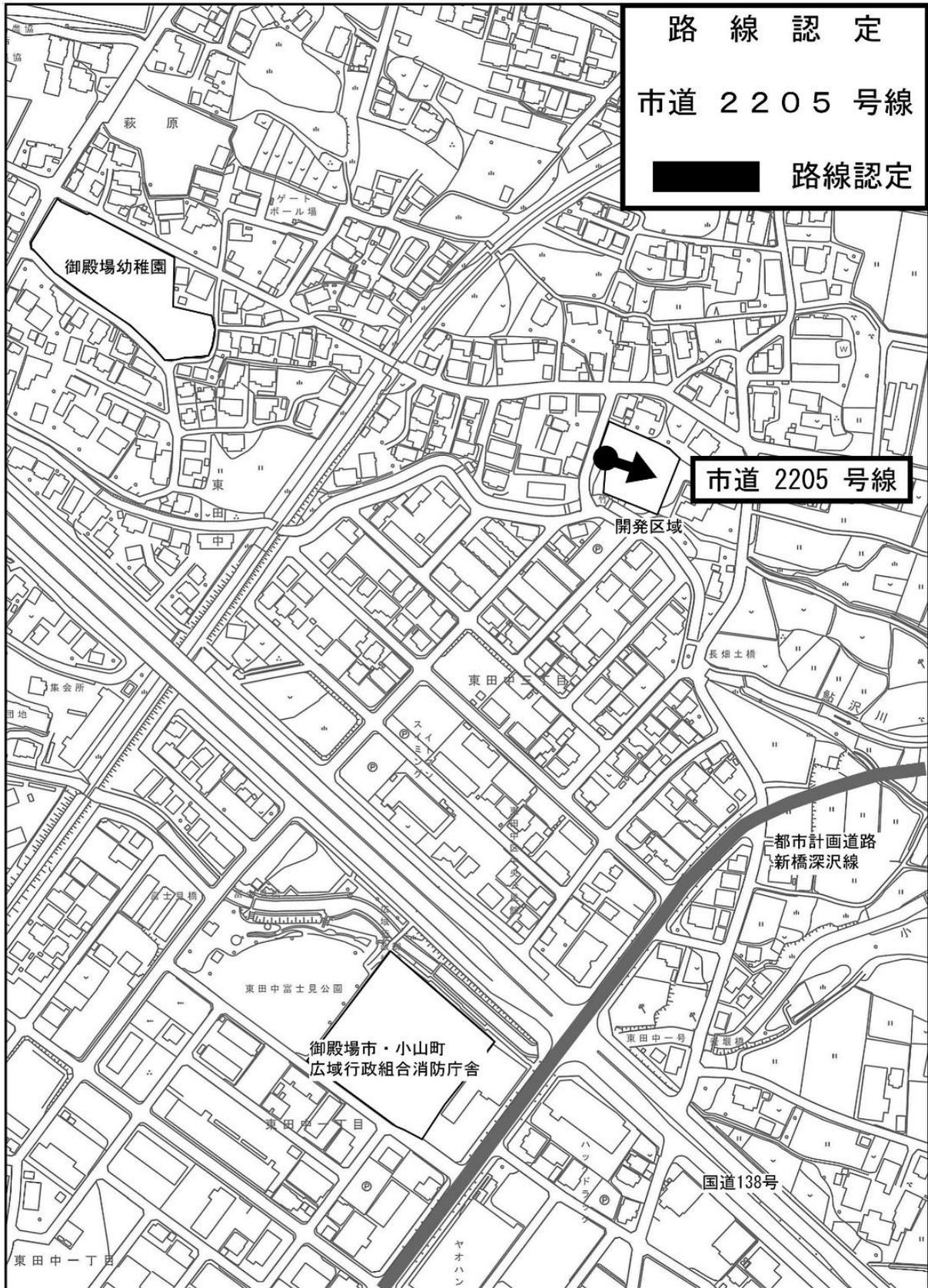
- (1) 構造 : 据置き型
- (2) サイズ : 200×87×96mm
- (3) 重量 : 約480g (ACアダプター含まず。)
- (4) 電源 : 商用電源 AC100V±10%、L型ACプラグ
電池電源 公称DC4.5V
- (5) 消費電力 : 1.5W
- (6) 使用電池 : 単3アルカリ乾電池3本
- (7) 電池動作 : 放送5分、待受け55分にて24時間以上
- (8) 乾電池アラーム : 電池電圧低下を検出した場合、本体前面の電源ランプが緑色から赤色に変わること。
- (9) 内部スピーカー : 最大出力0.5W
インピーダンス8Ω (AC動作時、外部スピーカー未接続時)
乾電池動作時: 最大出力0.5W

2 無線系条件

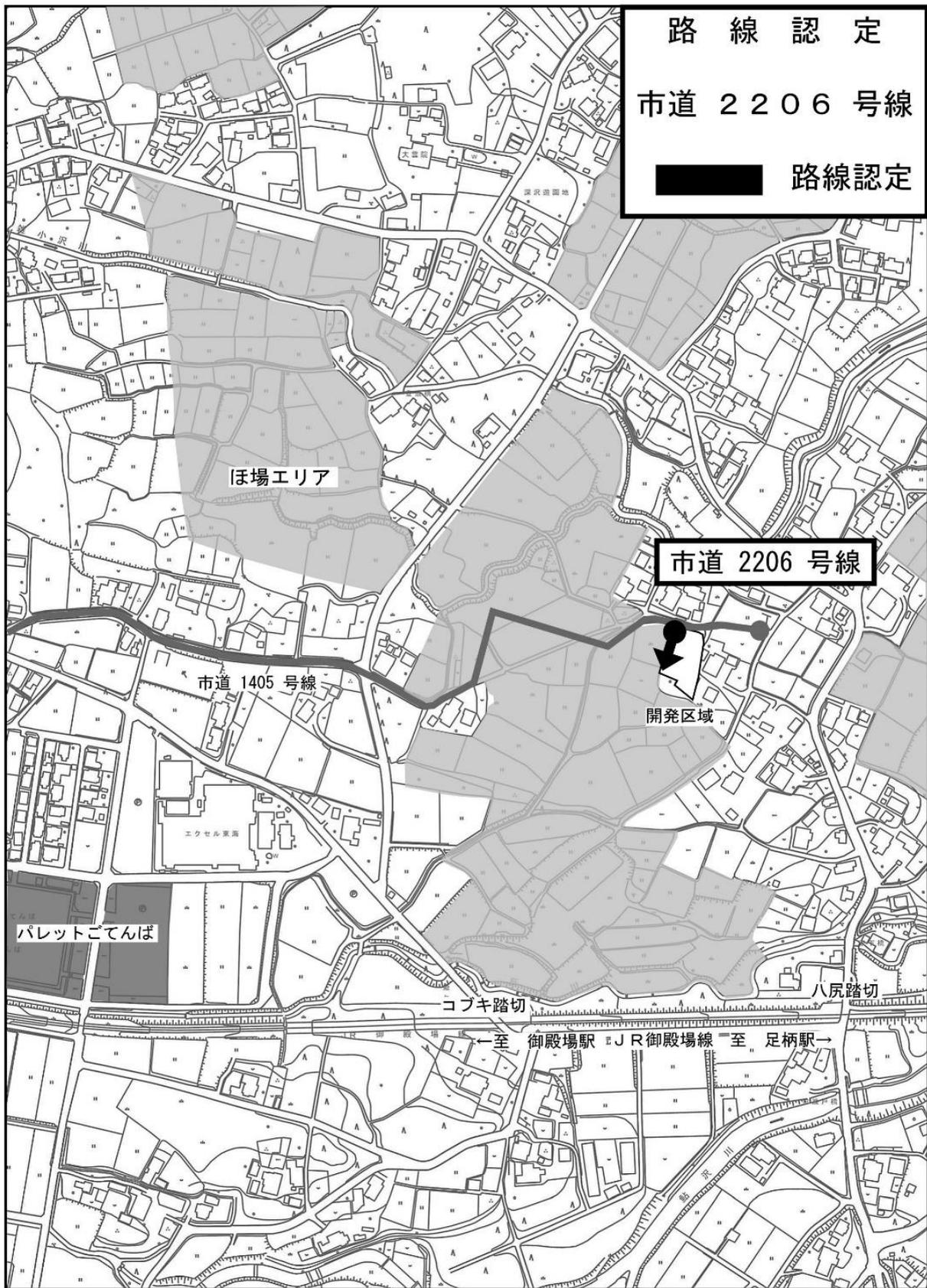
- (1) 防災無線 : 69.135MHz
周波数
- (2) 防災無線 : 0dBμV以下 (感度条件: 12dB SINAD)
受信感度 温度: 20°C±10°C 湿度: 65%±20%
- (3) AMラジオ : 520~1605kHz
受信周波数
- (4) FMラジオ : 76~90MHz
受信周波数

※ラジオ聴取中でも強制的に防災無線へ切り換わる。

議案第 4 4 号関係資料



路線名	起点	終点	幅員(m)	延長(m)
2205 号線	御殿場市東田中695番24地先	御殿場市東田中695番12地先	6.05~6.05	39.65



路線名	起点	終点	幅員(m)	延長(m)
2206 号線	御殿場市深沢1101番7地先	御殿場市深沢1101番5地先	5.00~5.00	33.63

同意第 4 号関係資料

御殿場市教育委員会委員 候補者経歴概要

氏 名 長 田 光 男

住 所

生年月日

学 歴

職 歴

公 職 歴

所属政党等

報告第 1 4 号関係資料

御殿場市営住宅の滞納家賃等の支払に関する和解申立てについて

1 法的措置に至った理由

市は、家賃滞納の長期化及び高額化を防止するため、家賃滞納者に対する家賃支払の督促状等の発送、家賃滞納者宅の訪問等を実施しつつ、納付指導を通して滞納者の実情を把握し、個別の指導を行っているところです。

しかしながら、滞納者の中には、滞納家賃の分納誓約書を提出したにもかかわらず誓約どおり履行しない者、支払の催告書を送付しても何ら連絡のない者等があり、その結果、長期又は高額の滞納者となっています。

令和5年度から裁判手続き、強制執行による差押え等の法的強制力を用いて対応する専門部署として特別債権対策課が発足し、非強制徴収債権の所管課より徴収困難案件が移管され、債権回収を行っているところです。特別債権対策課では、債務者の生活に配慮した回収を行うため、資力、財産、収入の内容等を確認し、生活力に応じた範囲で未納債権を確実に回収しながら生活再建を図ることとしています。

長期又は高額の滞納者に対し、住居の明渡し訴訟で勝訴し、強制的に退去させることも可能ですが、公営住宅は福祉政策でもあるため、生活の維持・再建を第一に見据えて、まずは、そのまま住み続けながら債権回収も行うことができる法的措置として、民事訴訟法第275条第1項の規定に基づく訴えの提起前の和解（即決和解）の申立てを行うことに至りました。

2 和解の申立てを行う者

長期又は高額の滞納者の中で、家賃支払の意思があり、市の指定する方法により滞納家賃を支払うこと、その支払を履行しない場合は期限の利益を失うことを内容とする和解条項に応じることを確約した者について、即決和解の申立てを行います。

なお、和解が調わない場合は、民事訴訟法第134条の規定により、滞納家賃の支払を求める訴えを提起します。

・法的措置の相手方

住 所

名 義 人

滞納金額 1, 939, 300円

滞納期間

3 法的措置の効果

和解の申立ては、破壊された信頼関係を、再度築き直していこうとするもので、申立人と相手方双方が簡易裁判所に出廷し裁判官の前で和解が成立すると、その内容は調書に記載され、この和解調書は確定判決と同一の効力を有します。この和解条項を履行しない場合は、確定判決の場合と同様に、給与債権の差押え等の強制執行が可能となり、家賃支払の執行力が確保できます。

4 参考法令

(1) 民事訴訟法（平成8年法律第109号）第275条第1項

（訴え提起前の和解）

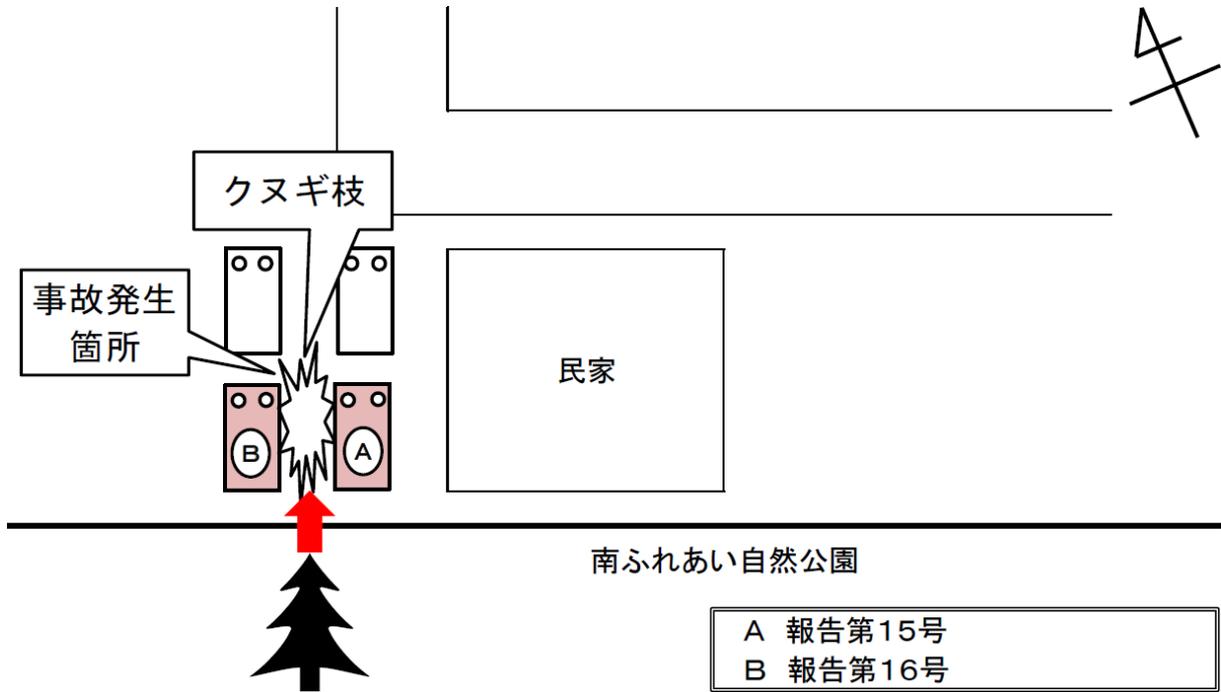
第275条 民事上の争いについては、当事者は、請求の趣旨及び原因並びに争いの実情を表示して、相手方の普通裁判籍の所在地を管轄する簡易裁判所に和解の申立てをすることができる。

(2) 公営住宅法（昭和26年法律第193号）第1条

（この法律の目的）

第1条 この法律は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

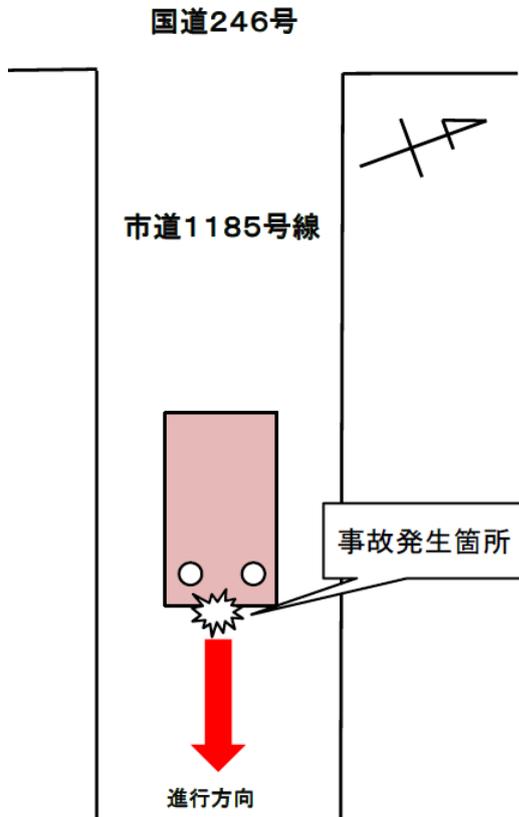
現場平面図



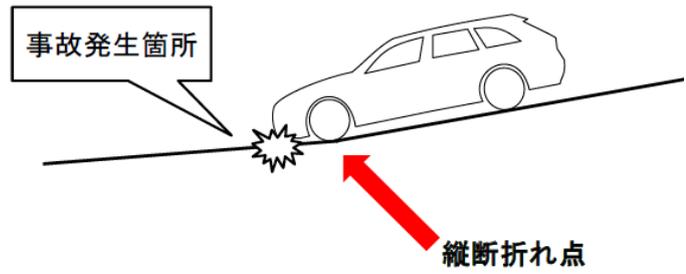
位置図



現場平面図



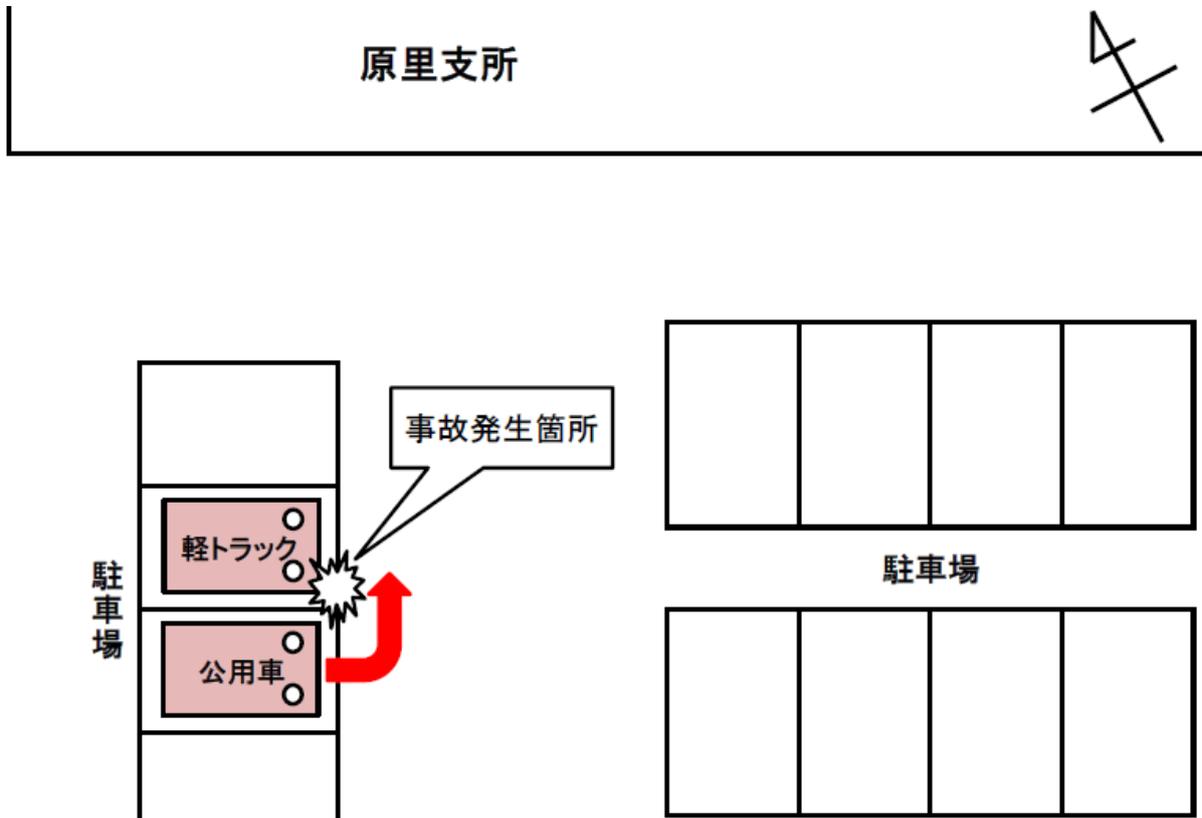
現場断面図



位置図



現場平面図



位置図

